

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「法人」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査部、経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた（別紙参照）。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた（別紙参照）。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムは、適切に整備され運用されていると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

- 3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 調達等合理化の取組

監事が委員となっている契約監視委員会による点検、入札及び契約の適正化に関する書面監査等の結果、平成27年8月に策定した「調達等合理化計画」等に基づき契約の適正化が進められていると認める。

2 保有資産の見直し

宿舍については、平成27年度に代田宿舍（世田谷区）、神田宿舍（名古屋市）及び西新第2宿舍（福岡市）の3宿舍の売却を完了、残存11宿舍のうち熊本地震の被災者向け避難住宅として貸与する2宿舍を除いて売却手続を進めており、「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき予定どおり処分が進んでいると認める。

なお、事務所については、次の4の支店体制の配置等の見直しに伴い不要となった支店事務所のうち熊本地震の被災者対応のために貸与する旧南九州支店事務所を除いた旧北関東支店事務所及び旧九州支店事務所の売却手続を進めていることを確認した。

3 報酬水準及び給与水準の適正化

平成27年度における理事長の報酬水準並びに役職員の給与水準については、機構による妥当性の検証手法を監査したところ、適切であると認める。

4 支店体制の配置等の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「平成28年度末までに北関東支店、南九州支店を他支店と統合する」と定められたことを踏まえ、平成28年1月25日に南九州支店（熊本市）及び九州支店（福岡市）の統合、平成28年5月1日に北関東支店（前橋市）及び首都圏支店の統合をそれぞれ実施した。

平成28年6月20日

独立行政法人住宅金融支援機構

監事

久保田 宏



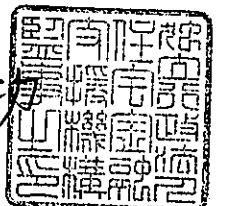
監事

山品 一博



監事

御園生 功



別紙

平成27年度監事監査の実施概要

平成27年度監事監査は、年間（平成27年7月～平成28年6月）を通じて実施するとともに、監事が必要と認める場合に随時又は臨時に実施した。また、監査は、本店の部及び支店に対する実地監査及び書面監査、担当業務の執行状況等について役職員から申告を求める言明の監査その他必要と認める方法により行った。

I 業務監査

1 支店監査

以下の実地監査等を行った。

監査対象	実施日
北陸支店	平成27年7月30日～7月31日
四国支店	平成27年8月6日～8月7日
中国支店	平成27年8月27日～8月28日
北海道支店	平成27年9月10日～9月11日
東北支店（三陸復興支援センターを含む）	平成27年9月16日～9月18日
首都圏支店	平成27年9月30日～10月1日
東海支店	平成27年10月8日～10月9日
九州支店	平成27年10月22日～10月23日
南九州支店	平成27年10月26日※
北関東支店	平成27年10月26日※、 平成28年1月27日
近畿支店（京滋センターを含む）	平成27年10月29日～10月30日
埼玉、千葉、横浜の各センター	平成27年11月18日～11月19日

※本店ビルにおいて支店長ヒアリングを実施

2 本店各部ヒアリング

年間を通じて実施するとともに、支店監査を通じて得た課題認識等を踏まえて、以下のヒアリングを実施した。

監査対象	実施日
お客さまコールセンター	平成27年11月19日
審査センター	平成27年11月19日
総合オンラインシステムプロジェクトセンター	平成27年11月25日
調査部	平成27年11月26日
コンプライアンス・法務部	平成27年12月2日
住宅融資保険部	平成27年12月2日
CS推進部	平成27年12月3日
リスク統括部	平成27年12月4日
債権管理部	平成27年12月7日
業務推進部	平成27年12月8日
団信・火災保険部	平成27年12月9日
まちづくり推進部	平成27年12月10日
市場資金部	平成27年12月11日
事務管理部	平成27年12月14日
事業審査センター	平成27年12月15日
財務企画部	平成27年12月16日
経営企画部	平成27年12月22日
審査部	平成28年1月12日
監査部	平成28年1月18日
情報システム部	平成28年1月19日
業務企画部	平成28年1月20日
総務人事部	平成28年1月21日

3 理事長、役員との意見交換等

理事へのヒアリング	平成28年2月15日～2月29日 平成28年6月7日
理事長、副理事長との意見交換	平成27年11月27日 平成28年3月15日 平成28年5月19日 平成28年6月10日

4 重要な会議への出席

会議名	出席状況	開催頻度
役員会	全36回	原則毎週火曜日開催
コンプライアンス委員会	全6回	原則四半期毎開催
契約監視委員会	全2回	必要な都度開催
支店長会議	全2回	同上
ALMリスク管理委員会	全11回	同上
信用リスク管理委員会	全12回	同上
事務管理委員会 ※	全4回	原則四半期毎開催
IT戦略委員会 ※	全13回	必要な都度開催
広報・広告戦略委員会 ※	全4回	原則半期毎開催
CS委員会 ※	全5回	原則四半期毎開催

(注) 平成27年4月から平成28年3月までの状況

※ 監事補助者が陪席

5 内部監査部門等との連携

監査部から月次の監査結果の報告を受け定期的に意見交換を行っているほか、監査品質の外部評価のための連携、年間の監査計画策定に当たっての意見交換などを実施した。

また、経営企画部とは、業務実績や支店統合等について必要な都度進捗状況を確認するとともに、業務上の課題についての意見交換等を実施した。

II 会計監査

1 決算関係

役員会における確認 平成27年度半期決算及び決算見込み報告 平成27年度期末の貸付債権等に係る自己査定結果報告 平成27年度決算概要報告 平成27年度決算(案)	平成27年12月1日 平成28年6月7日 平成28年6月7日 平成28年6月21日
決算担当部署への個別インタビュー 財務企画部 債権管理部、リスク統括部 監査部 財務企画部	平成27年12月16日 平成28年5月24日 平成28年5月25日 平成28年6月6日
決算関係書類の確認	平成28年5月24日～6月20日

2 会計監査人との連携

ディスカッション	平成27年11月20日 平成28年1月22日 平成28年4月7日 平成28年6月10日
監査結果報告会	平成28年6月20日